

# 身近な市民が担う成年後見の普及に向けて ～「市民が担う成年後見」連続講座を終えて～

報告 松浦 恵理子（事務局長）

介護保険制度が導入されて10年を超え、少子高齢化は一層すすみ、高齢化率は23%、認知症高齢者は300万人を超えたと推計されている。高齢のみの世帯、独居高齢者が増加し、高齢者が巻き込まれる詐欺などの事件は後を絶たない。後見を必要とする人は600万人とも推計されているが、現在制度を利用している人は30万人に留まっている。専門職による後見人は限度があり、被害者を減らすための見守りや、当事者の最善の生活を確保するための身上監護などを、身近な人々（市民）が担える仕組みが必要と思われる。郵便事業の年賀寄附金の助成を得て、認知症や障害のために判断能力、意思決定が難しくなってきた高齢者や障害者をサポートするために必要な後見制度の利用につなげるため、1月12日～14日に連続講座を実施した。年明け早々の3連休であったが、33名の受講申し込みがあり、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の方々などから学び、ワークショップでは熱心な事例検討が行われた。

## 後見ニーズ調査から

講座に先立って、後見ニーズ調査を行い、高齢者施設8所、居宅介護支援事業所2所、地域包括支援センター3所、障害者施設6所のヒヤリングを行ったが、事業所によって、後見制度の理解はすいぶん異なっていた。認知症の利用者の権利擁護のために、契約時に後見人をつけることを求める事業所を1所ヒヤリングの対象に含めたが、その事業所は80名の利用者中64名が法定後見人をつけており、家族以外の後見人は11名であった。

それ以外の事業所の利用者896人（地域包括支援センターを除く）のうち、法定後見人をつけている利用者は22名、日常生活自立支援事業（地域権利擁護事業）を利用している利用者は5名であった。これらの事業所は、認知症であったり、障害があったり、判断力が低下した高齢者や障害者を対象者としており、何らかのサポートを必要とする利用者が多いわけだが、実際の成年後見制度などの利用者は3%に留まっていた。

## 成年後見制度の理念

2000年4月から介護保険制度がスタートし、福祉サービスはそれまでの「措置」から「選択」する制度に大きく変化し、事業者と利用者が対等の関係で契約することができるよう変更された。それと同時に、従来の禁治産の法律が改正され、成年後見制度が導入された。

成年後見制度の理念は「本人の判断能力が精神上的障害により不十分な場合（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等）に、本人を法的に保護し、支えるための制度」であり、「自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションという理念と本人保護の理念との調和」を目的としている。

私たちが生活するにあたって、例えば買物すること、住まいを借りること、サービスを利用することなど、様々なことが契約行為として行われている。しかし、判断力

の不十分な人にとっては、十分に契約内容を理解して契約することが難しくなってくる。成年後見制度は、判断力の不十分な人の意思決定を支え、権利を守るための支援制度として導入された。

## 成年後見制度の種類と機能

成年後見制度は大きく「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがある。任意後見制度は判断力が十分にある人が、将来判断力が不十分になったときに備えて、予め後見事務の内容と後見人を決めておく制度である。

法定後見制度は、本人の判断力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分類される。成年後見人の職務は身上監護（本人の意思を尊重し、本人の心身、生活状況に配慮する）と財産管理で、本人の判断能力の状況によって、代理権、取消権が付与される。

代理権が付与されることで、本人に代わって預貯金の引き出しや福祉サービス利用の契約などに関する判断がゆだねられることになるので、成年後見人は本人の意思を尊重し、本人の利益を保護する義務が生じる。取消権が付与されることで、成年後見人の了解なく結んだ法律行為は取り消すことができるので、消費者被害などの犯罪に巻き込まれるケースを未然に防ぐことができる。成年後見人は本人の利益を守るために権利を行使し、定期的に家庭裁判所に対して活動状況の報告を行わなければならない。

成年後見制度は、判断力の不十分な人の権利を守る制度であるが、一方で、被後見人には選挙権がなくなる、公務員になれないなどの制限もでてくる。利用にあつ



ては、そのことについて説明しておくことが必要である。

## 後見申し立て

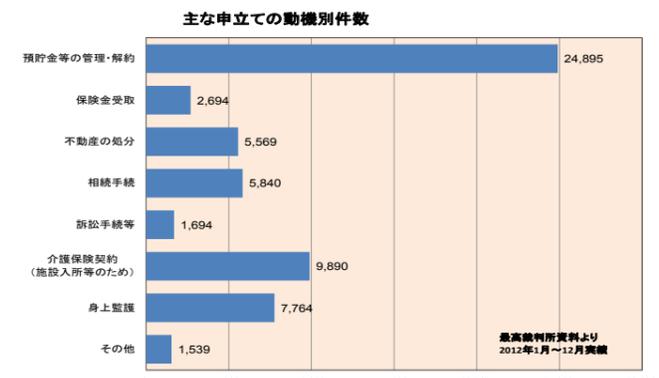
成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に申し立てをすることが必要である。申し立てができる人は本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見人、市区町村長など。申し立てには医師の診断書が必要で、後見類型はこの医師の診断書でほぼ決定する。本人をよく知らない医師に診断書をお願いする場合には、本人の生活の状況について十分に伝える機会を持つことが必要と思われる。

申し立て時の面接、本人調査、親族への意向照会などを経て審判が確定、登記手続きが済み次第、登記事項証明書を取得して後見活動を始める。後見人の選定は家庭裁判所が決めるので、必ずしも申し立て通りの候補者が後見人に選定されるとは限らない。

申し立ての書式類は家庭裁判所のホームページからダウンロードすることができ、記入例に従って作成することが可能である。申し立ての費用は印紙代など約8,000円だが、鑑定を行う場合は別途鑑定費用がかかる。鑑定費用は5～10万円が多いが、診断書を書いた医師によってはそれ以上の高額になることもあり、診断書付票でおおよその費用が分かる。

## 成年後見人の仕事が終わるとき

申し立ての動機は預貯金の管理・解約、介護保険の契約などをきっかけに申請することが多いが、一度後見人となると、当初の問題が片付いたからといって簡単に解約するわけにはいかず、継続的に本人の権利を守る義務が生じる。辞任するには家庭裁判所の許可が必要で、



かつ、正当な理由がある場合に限られる。

成年後見の仕事が終了するのは基本的には本人の死亡時となる。死後の事務は相続人の役割となるので、相続人に財産を引渡して後見終了となる。しかし、親族等がない場合、死亡届、葬儀など必要な死後の事務についても同時に契約を交わしておく場合も多い。成年後見を引き受ける場合には、長期間の役割を担う年齢差など考慮して判断することが必要といえる。

## 相談できるところ

東京都では各自治体の社会福祉協議会などを成年後見制度の推進機関として位置付け、行政や、地域包括支援センター、地域のサービス事業者、医師、地域住民などと連携して、判断力が低下した方のサポートをしている。成年後見制度の推進機関は親族後見人や社会貢献型（市民後見人）、被後見人の支援をする仕組みを用意している。

社会福祉協議会などには権利擁護センターが設置されており、日常生活自立支援事業（地域権利擁護事業）として、法定後見の手前の判断力が低下した方への金銭管理や生活支援などの支援をしている。身近に相談できる場所として、周知を図っていくことが必要である。

## 福祉クラブ生協の実践

市民が後見人を担うことで、地域の状況や行政サービスなどの情報を活かし、きめ細かい支援が可能になる。反面、市民個人は、病気や家庭の事情など、将来的には後見人としての務めを十分に果たせなくなる可能性もあり、継続性には不安がある。神奈川の福祉クラブ生協では成年後見サポート「ワーカーズコレクティブあうん」を設置し、法人後見人の仕組みをつくっている。担当者は市民後見人のスタンスで、フレキシブルな動きが出来、都合によっては交代で担当をすることで、継続性を担保することができる。

後見人には、委任者の財産を守ることはもちろん、収支を把握して委任者が将来も生活に困らないよう、生活設計をしていく責任がある。市民後見人は、収入には結びつかないボランティアな活動でもあるべきだが、一方で、とても責任が重い仕事でもある。

認知症や障害のために判断能力、意思決定が難しくなってきた高齢者や障害者をサポートするために必要な後見制度の利用につなげるためには、市民レベルでの普及を図っていくことは大切である。そのためには後見制度への理解を深め、地域のネットワーク作りをすすめるなど、市民後見人が活動しやすいしくみ作りの必要性を改めて確認した。

（3月末に報告書を作成します。報告書に関心のある方はひと・まち社まで申し込み下さい。）